

県南広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年3月25日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 花巻北上線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市黒岩16地割5番1地先内	新	m 21.1～18.2	m 26.1
	旧	16.5～13.8	26.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- イ 期間 平成28年3月25日から同年4月25日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 ゆだ錦秋湖停車場線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町耳取49地割56番21地先から98番1地先まで	新	m 18.8～7.7	m 260.0
	旧	15.3～7.5	263.3
和賀郡西和賀町耳取49地割98番1地先から122番3地先まで	新	A 16.0～5.1	231.4
		B 41.2～9.2	208.4
北上市和賀町煤孫16地割59番5地先から山口44地割55番2地先まで	旧	A 16.0～5.1	231.4
和賀郡西和賀町耳取49地割122番3地先から122番16地先まで	新	33.0～15.1	111.6
	旧	33.0～9.3	110.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- イ 期間 平成28年3月25日から同年4月25日まで